

# 第76回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

「連結貸借対照表」

「連結損益計算書」

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

「貸借対照表」

「損益計算書」

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

「連結計算書類に係る会計監査報告書」

「計算書類に係る会計監査報告書」

「監査等委員会の監査報告書」

第76期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

MUTOHホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況（2025年3月31日現在）

### 1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての基本方針は、以下のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令・定款および「取締役会規程」その他の社内規程等に従い重要事項を決定するものとし、取締役の職務の執行を監督する。
  - ② 監査等委員である取締役は、監査等委員会が定めた監査方針、「監査等委員会規程」その他の方針に基づき、取締役会の議決権行使、取締役の業務執行状況の監査および必要な調査を行う。
  - ③ 取締役社長は、当社および子会社（以下「MUTOHグループ」という）が共有すべきルールや考え方の基礎となる「MUTOHグループ行動規範」を策定し、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
  - ④ 取締役社長は、MUTOHグループ役職員の重大な法令・定款・その他社内規程等の違反に関する調査・予防・是正・再発防止等必要な対策を講じるため、リスク管理委員会を設置しその活動を推進する。
  - ⑤ 内部通報制度の制定および周知徹底を行い、MUTOHグループ全体の法令・定款・その他規程等の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ① 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、その他事業運営上の重要事項に関する決裁書類などの取締役の職務の執行に必要な文書は、取締役全員が常時閲覧することができるよう、検索可能性の高い方法で保存・管理する。
  - ② 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類その他関連資料については、法令および「文書管理規程」に基づき、適切に作成・保存・管理する。
  - ③ 取り扱う情報が企業秘密に該当する場合は、「機密情報管理規程」に基づき、機密性の程度に応じて適切に管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 経営に関して生じる様々なリスクに対処するため、「リスク管理規程」を策定し、MUTOHグループが一貫した方針の下、効果的かつ総合的に実施する。

- ②リスクが発生した際は、その危険の程度に応じた適切な対応責任者を直ちに決定し、対策を講じる。そのリスクが経営に重大な影響を及ぼす可能性がある場合は、取締役社長直轄の対策本部を設置して対策を講じる。
  - ③取締役および使用人は、担当職務に関するリスクの把握・洗い出しに努め、優先的に対応すべきリスク選定をした上で、適切な対策を講じる。
  - ④リスク管理委員会は、「リスク管理規程」、対策マニュアル等の整備に努め、MUTOHグループへの周知・啓発を継続して実施する。
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役会は、法令・定款に基づき、取締役会で重要な職務執行の権限を取締役に委任するときは、委任する者と権限の範囲を定め、迅速な経営執行を行う。
  - ②取締役は、法令・定款・社内規程等に定める取締役会決議事項を除き、経営会議その他必要な構成員との検討を経てその職務を遂行する。
  - ③取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。
  - ④取締役の職務の執行の効率性を確保するために、合理的な職務分掌、権限規程等を整備する。
- (5)MUTOHグループにおける業務の適正を確保するための体制
- ①MUTOHグループ全体の事業シナジー効果を生み出すため、グループ横断的な情報交換・人事交流を積極的に推進し、連携強化に努める。
  - ②MUTOHグループにおける経営の健全性・業務の適正の確保のために必要な場合、子会社の事業運営に関する重要な決定について、当社の承認を必要とするほか、特に重要なものは当社の取締役会・経営会議において審議を行う。
- (6)子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
- 子会社の実施する施策・巨額の物資購入等の実行には、稟議により各子会社ごとの決裁を行うと同時に、当社取締役に対する事前報告を行い、必要がある場合は当社の取締役会・経営会議等で承認した上で実行する。
- (7)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①子会社は、当社の定める「リスク管理規程」に準じてリスクの洗い出し・管理を行い、子会社特有のリスクがある場合は、当社取締役社長またはリスク管理委員会に報告する。
  - ②当社の主管部門は、子会社によるその業務の適正または効率的な執行を阻害するリスクの洗い出し・ルール策定に対し指導および支援を行う。

- (8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、MUTOHグループ全体の中期経営計画を策定し、子会社の経営目標を明確にする。
  - ② 当社は、子会社の事業計画等の重要事項について事前協議を要するものとし、必要に応じて当社取締役が子会社の取締役会に出席し意見を述べた上で決議することにより、MUTOHグループの統制を図りつつ子会社の職務執行の効率性を確保する。
- (9) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、子会社の取締役等に対し「MUTOHグループ行動規範」を遵守するよう継続的に周知・啓発を行う。
  - ② 子会社の施策・事業遂行において、検討段階で当社取締役が積極的に意見を述べることで、子会社の取締役等の業務の適正を確保する。
  - ③ 内部通報制度の利用対象に子会社を含むことにより、子会社の取締役等の法令・定款・その他規程等の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (10) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制ならびに当該使用人等の取締役からの独立性および当該使用人等に対する指示の実効性の確保に関する体制
- ① 監査等委員会が補助使用人の設置を求めたときは、補助使用人の人数および地位について監査等委員会の意見を尊重し、十分協議した上で、補助使用人または補助機関等を設置する。
  - ② 補助使用人を設置したときは、補助使用人に対する指揮命令、報酬および人事異動について、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
  - ③ 補助使用人は、監査等委員会より職務に関する指示を受けた場合は、当該指示された業務を他の業務に優先して遂行するとともに、監査等委員である取締役以外の取締役の指示・命令を受けない。
- (11) MUTOHグループの取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ① MUTOHグループの取締役および使用人は、監査等委員会に対して、法令または定款に違反する事項に加え、MUTOHグループに重大な影響を及ぼす事項ならびに内部監査の実施状況その他の事項を報告する。
  - ② MUTOHグループの取締役および使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかにこれを報告する。

- ③当社は、監査等委員会から子会社の取締役等に対し、その職務の執行状況その他に関する報告の求めがあったときは、監査等委員会に対し報告を行うよう子会社の取締役等に指導する。
- (12) 監査等委員会へ報告をした者が、報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、MUTOHグループの取締役および使用人が、監査等委員会に対し職務の執行状況その他に関する報告を行ったこと、内部通報制度を利用したこと、その他監査等委員会の求めに応じて報告したことを理由として、一切不利な取扱いを行わない。
- (13) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①各監査等委員である取締役は、その職務のために必要な場合は、社内外において開催される会議に参加することができる。
- ②重要な決裁書類等は、監査等委員である取締役の閲覧に供する。
- ③監査等委員会の監査および監査等委員の職務の執行のために合理的な費用の支払を求められたときは、これに応じる。
- (14) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ①財務報告の適正性および信頼性を確保するため、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効性と適切な提出を行うため内部統制システムの構築および改善に努める。
- ②内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、内部統制の年間スケジュール・必要項目の洗い出し・関連帳票類の収集を行い、統制状況の業務プロセス等の継続的な記録および把握を通じて、内部統制システムの評価・改善を行う。
- ③MUTOHグループの内部統制システムの評価・改善結果は、定期的に取り締役会に報告する。
- (15) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方および整備状況
- ①社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、その関係を断絶するため、会社を挙げて毅然とした姿勢で対応する。
- ②反社会的勢力との関係断絶に係る主管部門を定め、基本方針・規程を定め、その徹底を図る。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度に実施した業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行について

当事業年度は、取締役会を17回（うち書面決議6回）開催し、取締役会規程に基づく決議事項の決議および報告のほか、当社グループ全体の経営に関する重要事項（事業戦略、資本政策、人事戦略など）について審議・報告を行いました。

### (2) コンプライアンス体制

①内部通報制度においては、当社および海外を含むグループ各社の全役職員を通報者とし、直接社内事務局へ通報する社内窓口、監査等委員である社外取締役へ通報する社内窓口、外部弁護士へ通報する外部通報窓口の設置により、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。なお、当事業年度中において、通報窓口では3件の通報を受け付け、対応しております。

②下記(3)のリスク管理によるコンプライアンスの推進を図り、インサイダー取引規制に関する研修やハラスメントに関する研修を行いました。また、コンプライアンス意識の向上のため、毎年10月を「コンプライアンス強調月間」として、全従業員を対象にe-learningおよびMUTOHグループ行動規範の理解度を測るアンケートを実施しております。今後も定期的実施することでコンプライアンス意識の底上げを目指してまいります。

さらに、定期的に全役職員へ「コンプライアンス通信」を配信し、MUTOHグループ行動規範の規定と日常のコンプライアンス違反事例とを関連付け、コンプライアンス意識の強化に努めております。

### (3) リスク管理体制

当事業年度は、リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を2回開催しました。当社グループが抱えるリスクを洗い出して、そのリスクのうち事業等への影響度に応じて重大リスクを特定し、その対策を定め実施しました。また、実施状況については、取締役会に報告しております。

#### (4) グループ会社管理

MUTOHグループ管理規程に基づく事前の承認・報告を実施するほか、毎月定例の事業報告会に当社取締役が出席し、事業の状況について報告を受け、方針決定をするなど、グループ各社の管理に努めました。

#### (5) 監査体制

- ① 監査等委員会は、社外取締役4名で構成されており、監査補助者として内部監査室長およびスタッフを中心とした監査体制を構築し、内部監査業務と監査等委員の監査業務の連携を行いました。当事業年度では、監査等委員会を15回開催し、社外取締役に対する報告事項を重視し、社内の重要事項について情報共有し、意見交換を行いました。
- ② 監査等委員は、期初に策定された監査方針・監査計画および役割分担に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、出席できない会議については、監査補助者を通じて、その内容の報告を受け、経営の意思決定の妥当性・適法性を確保するために、必要な助言・提言を行い、中立的な立場から経営の監督機能を充実させており、監査法人や内部監査室と連携した監査、当社グループの全部署の内部監査の状況の確認を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監査する体制を整備しております。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>18,607</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,994</b>
現金及び預金	10,648	支払手形及び買掛金	809
受取手形、売掛金及び契約資産	3,152	電子記録債務	807
商品及び製品	2,699	未払金	413
仕掛品	62	未払法人税等	403
原材料及び貯蔵品	1,303	賞与引当金	201
その他	768	製品保証引当金	103
貸倒引当金	△26	その他	1,255
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,348</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,357</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,306</b>	繰延税金負債	221
建物及び構築物	2,206	退職給付に係る負債	808
機械装置及び運搬具	24	役員退職慰労引当金	9
工具、器具及び備品	118	その他	317
土地	3,736	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,351</b>
リース資産	219	(純資産の部)	
建設仮勘定	1	<b>株 主 資 本</b>	<b>24,249</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>98</b>	資本金	10,199
その他	98	資本剰余金	3,043
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>4,944</b>	利益剰余金	12,259
投資有価証券	3,857	自己株式	△1,251
差入保証金	45	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△573</b>
退職給付に係る資産	488	その他有価証券評価差額金	△120
繰延税金資産	539	為替換算調整勘定	△637
その他	14	退職給付に係る調整累計額	184
貸倒引当金	△1	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>928</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>29,956</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>24,604</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>29,956</b>

# 連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		18,128
売上原価		10,511
売上総利益		7,617
販売費及び一般管理費		6,299
営業利益		1,317
営業外収益		
受取利息	110	
受取配当金	1	
受取保険金	11	
その他	12	135
営業外費用		
支払利息	6	
投資有価証券償還損	62	
為替差損	109	
その他	0	179
経常利益		1,273
特別利益		
固定資産売却益	575	
負ののれん発生益	45	621
特別損失		
固定資産廃棄損	26	
減損	38	
特別退職金	103	168
税金等調整前当期純利益		1,726
法人税、住民税及び事業税	491	
法人税等調整額	△228	263
当期純利益		1,462
非支配株主に帰属する当期純利益		89
親会社株主に帰属する当期純利益		1,373

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年4月1日残高	10,199	3,044	11,233	△1,266	23,209
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△347		△347
親会社株主に帰属する当期純利益			1,373		1,373
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△1		16	15
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△1	1,026	15	1,040
2025年3月31日残高	10,199	3,043	12,259	△1,251	24,249

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
2024年4月1日残高	△146	△602	211	△538	874	23,546
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△347
親会社株主に帰属する当期純利益						1,373
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						15
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	26	△34	△27	△35	53	17
連結会計年度中の変動額合計	26	△34	△27	△35	53	1,058
2025年3月31日残高	△120	△637	184	△573	928	24,604

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 13社

会社名 ムトーアメリカ社、ムトーヨーロッパ社、ムトードイツ社、ムトーノースヨーロッパ社、武藤工業(株)、(株)ムトーエンタープライズ、ムトーアイテックス(株)、ムトーオーストラリア社、ニッポー(株)、他4社

連結の範囲の変更 当連結会計年度において、ニッポー(株)の全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

#### (2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称 (株)ムトーエンジニアリング

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称

(株)ムトーエンジニアリング

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による。）を採用しております。なお、債券のうち取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるものについては償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) デリバティブ

時価法を採用しております。

(ハ) 棚卸資産

国内連結子会社は主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を、在外連結子会社は主として先入先出法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産 (リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	4～11年
工具、器具及び備品	2～8年

(ロ) 無形固定資産 (リース資産を除く)

①市場販売目的ソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

②自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しており、在外連結子会社については、特定の債権について個別に見積った貸倒見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(ハ) 製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、一部の連結子会社は、過去の実績等に基づく将来の保証見込額を計上しております。

## (二) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、一部の国内連結子会社は、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## (4) 退職給付に係る会計処理の方法

### (イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### (ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

情報画像関連機器事業、設計計測機器事業、その他の事業において、主に大判プリンタ、プロッタ、3Dプリンタ、関連サプライ品、設計製図機器、光学式計測器、事務機器、スポーツケア用品を販売しております。商品又は製品の販売については、顧客が商品又は製品を受領した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、販売した製品について、主に1～5年間の保守サービスを提供しております。保守サービスの提供は、一定の期間にわたる履行義務の充足に応じて収益を認識しております。取引の対価は、商品の引き渡し後、概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。

情報サービス事業において、主にCAD及び関連ソフトウェアの販売、システムインテグレーション、ソフトウェア開発を提供しております。商品又は製品の販売については、顧客が商品又は製品を受領した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。システムインテグレーション、ソフトウェア開発の提供は、一定の期間にわたる履行義務の充足に応じて収益を認識しております。CAD及び関連ソフトウェアの販売の取引の対価については、商品の引き渡し後、概ね2ヶ月以内に受領しております。また、システムインテグレーション、ソフトウェア開発の取引の対価については、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。重要な金融要素はありません。

不動産賃貸に係る収益については、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」を適用しております。取引の対価は、顧客との契約に基づき、主にサービス提供に先立って受領しております。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産・負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益・費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

(ハ) ヘッジ方針

為替変動によるリスクを軽減し、キャッシュ・フローを安定化させることを目的としております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

**(会計上の見積りに関する注記)**

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 (単位: 百万円)

繰延税金資産

539

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、繰延税金資産は将来の合理的な課税所得の見積額に基づき、回収可能性が認められる金額を計上しております。繰延税金資産の回収可能性における重要な仮定は、事業環境や市場動向等を考慮した事業計画を基礎とする課税所得の見積りであります。

当該見積りは、将来の不確実性を伴うため、事業環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 固定資産の減損

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 (単位：百万円)

有形固定資産	6,306
建物及び構築物	2,206
機械装置及び運搬具	24
工具、器具及び備品	118
土地	3,736
リース資産	219
建設仮勘定	1
無形固定資産	98

### (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、減損の判定にあたって、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を基礎とした資産グループ単位により、共用資産についてはより大きな単位により行っております。

これらの資産グループに関する減損の兆候を識別するため、営業損益等が継続してマイナスとなっているか、又は経営環境の著しい悪化などにより来期以降の見込みが明らかにマイナスとなるかどうか、収益性の低下について検討を行っております。

減損の兆候を識別した資産グループに対しては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識しております。割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについては、翌年度事業計画を基礎とし、固定資産の回収可能価額を加味して算定しております。

固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額により測定しており、正味売却可能価額は主に建物及び構築物、土地の不動産鑑定評価等によっております。

当連結会計年度において、各資産グループの収益性の低下を検討した結果、情報画像関連機器事業のヨーロッパ地域について、収益性の低下により割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額38百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

一方、共用資産を含むより大きな単位においては、営業損益が連続してマイナスとはなっておらず、また、来期以降の見込みもマイナスにはなっていないため、減損の兆候はありません。

経営環境の悪化による年度計画の見直しが必要となった場合、又は、不動産鑑定評価額が低下した場合など、割引前将来キャッシュ・フローの総額が著しく変動した場合、翌期の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

### (会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書き

に定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

#### (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	9,940百万円
2. 担保に供している資産	
売掛金	134百万円
上記売掛金について、その他流動負債33百万円の担保に供しております。	
3. 保証債務 (リース契約保証)	2百万円

#### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	5,054千株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項	
①2024年6月26日開催定時株主総会決議による配当	
株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	182百万円
1株当たり配当額	40円00銭
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日
②2024年11月13日開催取締役会決議による配当	
株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	164百万円
1株当たり配当額	36円00銭
基準日	2024年9月30日
効力発生日	2024年12月10日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
2025年6月26日定時株主総会決議予定

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	384百万円
1株当たり配当額	84円00銭
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

#### (金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的、中長期的運用ともに、安全性の高い金融商品で運用しております。

受取手形、売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式、債券、投資信託であり、上場株式については、月ごとに時価の把握を行っております。また、債券については格付の高い債券のみを対象としており、信用リスクは僅少です。投資信託については、金融機関や大手日本企業など価格が安定していてリスクの小さい債券で構成された投資信託のみを対象としております。

支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額8百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 上 額	時価	差額
①受取手形、売掛金及び契約 資産	3,152		
貸倒引当金（※1）	△26		
	3,125	3,125	—
②投資有価証券			
其他有価証券	3,849	3,849	—
資 産 計	6,974	6,974	—
①支払手形及び買掛金	809	809	—
②電子記録債務	807	807	—
負 債 計	1,617	1,617	—
デリバティブ取引（※2）	10	10	—

（※1）受取手形、売掛金及び契約資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	37	—	—	37
債券（社債）	—	2,984	—	2,984
投資信託	—	826	—	826
デリバティブ取引				
通貨関連	—	10	—	10

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	—	3,125	—	3,125
支払手形及び買掛金	—	809	—	809
電子記録債務	—	807	—	807

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券は取引金融機関等から提示された価格を用いて評価しており、投資信託は取引金融機関等から提示された基準価額を用いて評価しております。これらは活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として、賃貸オフィスビル、賃貸商業施設及び賃貸保育所を所有しております。なお、国内の賃貸オフィスビルの

一部については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

## 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
賃貸等不動産	3,182	3,325
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,839	6,715

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					
	情報画像関連機器			情報サービス	設計計測機器	不動産賃貸
	アジア	北アメリカ	ヨーロッパ			
顧客との契約から生じる収益	4,525	3,658	5,361	2,265	1,747	—
その他の収益	—	—	—	—	—	393
外部顧客への売上高	4,525	3,658	5,361	2,265	1,747	393

	報告セグメント	その他	合計
	計		
顧客との契約から生じる収益	17,558	177	17,735
その他の収益	393	—	393
外部顧客への売上高	17,951	177	18,128

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、スポーツケア用品の販売等を含んでおります。

また、「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入です。

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

### 契約及び履行義務に関する情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権及び契約資産	3,324	3,152
契約負債	517	556

(注) 契約資産は、金額的重要性が低いため顧客との契約から生じた債権と合わせて表示しております。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、240百万円であります。  
契約負債は、主に、保守サービスにかかる顧客からの前受金に関するものであり、履行義務の充足により、取り崩され収益認識されます。

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2025年3月31日時点で556百万円であります。当該履行義務は、その大部分が情報画像関連機器事業における保守サービスに関するものであり、約50%は1年以内に、残り約50%が5年以内に収益として認識されると見込んでおります。

### (1 株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 5,174円20銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 300円27銭   |

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,762</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>239</b>
現金及び預金	1,532	買掛金	6
売掛金	5	未払金	117
未収入金	170	未払法人税等	27
前払費用	27	前受金	29
その他	27	預り金	2
		賞与引当金	11
		その他	44
<b>固 定 資 産</b>	<b>16,132</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>287</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,458</b>	繰延税金負債	171
建物	1,612	退職給付引当金	19
工具、器具及び備品	16	受入保証金	85
土地	2,826	その他	10
その他	2	<b>負 債 合 計</b>	<b>526</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>12</b>	(純資産の部)	
ソフトウェア	12	<b>株 主 資 本</b>	<b>17,491</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,661</b>	資本金	10,199
投資有価証券	3,839	資本剰余金	3,043
関係会社株式	7,788	資本準備金	2,549
前払年金費用	32	その他資本剰余金	493
その他	0	利益剰余金	5,500
		その他利益剰余金	5,500
		圧縮記帳積立金	365
		繰越利益剰余金	5,135
		自己株式	△1,251
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>△122</b>
		その他有価証券評価差額金	△122
<b>資 産 合 計</b>	<b>17,895</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>17,369</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>17,895</b>

# 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,327
売 上 原 価		269
売 上 総 利 益		1,058
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		601
営 業 利 益		456
営 業 外 収 益		
有 価 証 券 利 息	4	
受 取 配 当 金	0	
商 標 使 用 料	1	
業 務 受 託 料	1	
そ の 他	2	10
営 業 外 費 用		
投 資 有 価 証 券 償 還 損	62	
為 替 差 損	2	
そ の 他	0	65
経 常 利 益		401
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	26	26
税 引 前 当 期 純 利 益		375
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2	
法 人 税 等 調 整 額	△5	△2
当 期 純 利 益		378

# 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	そ の 他 利 益 剰 余 金 圧 縮 記 帳 積 立 金	繰 越 利益剰余金			
2024年4月1日残高	10,199	2,549	494	371	5,097	△1,266	17,445	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△347		△347	
当期純利益					378		378	
自己株式の取得						△1	△1	
自己株式の処分			△1			16	15	
圧縮記帳積立金の取崩				△6	6		-	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	△1	△6	37	15	45	
2025年3月31日残高	10,199	2,549	493	365	5,135	△1,251	17,491	

	評 価 ・ 換 算 等 差 額	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
2024年4月1日残高	△148	17,297
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△347
当期純利益		378
自己株式の取得		△1
自己株式の処分		15
圧縮記帳積立金の取崩		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	26	26
事業年度中の変動額合計	26	71
2025年3月31日残高	△122	17,369

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による。）を採用しております。なお、債券のうち取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるものについては償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (ロ) デリバティブ

時価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### (イ) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

3～50年

##### (ロ) 無形固定資産

自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### (イ) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (ロ) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

#### (ハ) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年）による按分額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

子会社への経営指導に係る収益は、子会社との契約に基づきグループ全体の事業活動の指導及び管理をしております。サービスが提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

子会社からの受取配当金に係る収益は、配当金の効力発生日をもって認識しております。

なお、顧客からの取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素はありません。

不動産賃貸に係る収益については、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」を適用しております。取引の対価は、顧客との契約に基づき、主にサービス提供に先立って受領しております。

#### (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

#### (表示方法の変更に関する注記)

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「商標使用料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。なお、前事業年度の「商標使用料」は1百万円であります。

**(貸借対照表に関する注記)**

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,960百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (独立掲記しているものを除く)	
短期金銭債権	19百万円
短期金銭債務	2百万円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	980百万円
その他の営業取引	50百万円
営業取引以外の取引による取引高	3百万円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	478千株

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	4百万円
関係会社株式	2,534百万円
固定資産減損損失	16百万円
繰越欠損金	1,170百万円
その他	25百万円
繰延税金資産小計	3,751百万円
評価性引当額	△3,751百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△9百万円
圧縮記帳積立金	△161百万円
繰延税金負債合計	△171百万円
繰延税金負債の純額	△171百万円

## (関連当事者との取引に関する注記)

### (1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	資本金	議決権等の所有割合	関係の内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
				役員の兼務	事業上の関係				
子会社	武藤工業(株)	350	所有 100%	有	経営指導	受取配当金 (注)	476	-	-

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	資本金	議決権等の所有(被所有)割合	関係の内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
				役員の兼務	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	豊栄実業(株)	27	被所有 直接 6.4%	1人 兼任	関係会社株式の購入	関係会社株式の購入(注) 購入代金	84	-	-

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 関係会社株式の購入価額については、第三者算定機関による算定結果をもとに両者協議の上決定しております。

## (収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額

3,795円86銭

(2) 1株当たり当期純利益

82円83銭

# 連結計算書類に係る会計監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

MUTOHホールディングス株式会社  
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人  
東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 大 矢 昇 太  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 雅 士  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、MUTOHホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MUTOHホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、

当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

MUTOHホールディングス株式会社  
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人  
東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 大 矢 昇 太  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 雅 士  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、MUTOHホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監

査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会規程における監査基準に準拠して、当期の監査方針・監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び使用人等の職務執行の状況、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、並びに本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けて、その主要な業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに監査結果の報告を受け、意見交換を行いました。更に、適宜に会計監査人と意思疎通を図り、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

MUTOHホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 坂本 弘子 ㊞

監査等委員 井上 孝司 ㊞

監査等委員 大坪 和敏 ㊞

監査等委員 中島 淑雄 ㊞

(注) 監査等委員坂本弘子、監査等委員井上孝司、監査等委員大坪和敏及び監査等委員中島淑雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上